

ポイント
と
よくある質問

税の申告のポイント

☎ 税務課課税係 ☎(22)2111 (内線225)

税制改正のポイント

◆上場株式などの配当および譲渡所得などに係る軽減税率の廃止

平成27年度から、申告分離課税を選択した上場株式などの配当所得および上場株式などの譲渡所得などに係る住民税が、軽減税率の廃止に伴い変更となります。
変更後の税率は次のとおりです。

平成26年度まで (軽減税率)		平成27年度から (本則税率)	
県民税	1・2%	県民税	2%
市民税	1・8%	市民税	3%

◆住宅借入金等特別控除の延長と拡充

住宅借入金等特別控除は、所得税の住宅借入金控除可能額から当該年分の所得税額を控除しても残額がある場合に、翌年度の市・県民税所得割額から税額控除できる制度です。

平成25年度の税制改正により平成26年から平成29年の間に入居された方についても、控除の対象となりました。各居住年における控除限度額は左表のとおりです。

入居年月	控除限度額
H26. 3月まで	①所得税の課税総所得金額などの5% (最高 9.75万円)
H26. 4月～ H29.12月まで	②所得税の課税総所得金額などの7% (最高 13.65万円)

※②については、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%の場合の金額と10%の場合の金額との差額が8%を超えている場合は、その差額を控除限度額から控除します。

よくある質問 Q&A

Q 所得税と市・県民税の違いは？

A 所得税は国に、市・県民税は毎年1月1日に住んでいる市と県に納める税金です。

所得税はその年の所得に対して課税され、市・県民税は前年の所得に対して課税されます。また、各種所得控除額は、市・県民税の方が少額となっています。

Q 転入、転出したときの市・県民税はどうなるの？

A 市・県民税は、1月1日現在居住していた市区町村で課税されます。

そのため、平成27年1月2日以降に中野市外へ転出した場合、平成27年度の市・県民税は中野市に納めていただくこととなりますので、転出先の市区町村で課税されることはありません。

市・県民税の申告は、中野市に平成27年1月1日以前に転入した場合は中野市に、平成27年1月2日以降

に転入した場合は転入前の市区町村にお願いします。

Q 確定申告が必要な人はどんな人？

A 農業、営業、不動産などの収入のある方や、土地建物などの資産を譲渡した方などです。また、収入が給与のみの方でも、控除を追加するなど、源泉徴収税額と納付すべき税額が異なる方は申告が必要です。

Q 収入が公的年金だけでも申告が必要？

A 平成23年分以後の各年分において、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告が不要になりました。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合には、確定申告書を提出する必要があります。

なお、確定申告が不要でも、公的年金以外の所得や所得控除がある場合は、市・県民税の申告をしてください。また、遺族年金や障害

年金などは課税されない非課税所得のため、申告は不要です。

Q 本人が死亡したときの市・県民税はどうなるの？

A 平成27年1月2日以降にお亡くなりになった場合は、平成27年度の市・県民税まで課税されます。
この場合、相続人に納税義務が継承されます。

Q 妻がパートで働いているが、課税されるの？

A 妻のパートの給与収入額が93万円を超え、妻に扶養控除やその他の所得控除がない場合は、市・県民税の均等割が課税され、さらに103万円を超えると、所得税が課税されます。
また、夫は妻のパートの給与収入額が103万円以下であれば配偶者控除を、103万円を超え141万円未満の場合は配偶者特別控除を受けられます。(配偶者特別控除の適用は、夫の合計所得が1000万円以下である場合)

非課税の限度と配偶者控除などの適用の関係は表1のとおりです。

(表1) 非課税の限度と配偶者控除適用の関係表

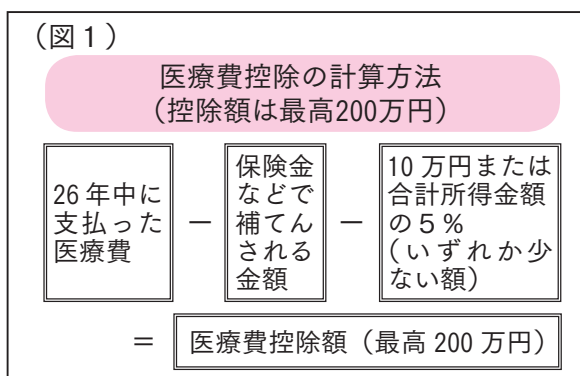
パート収入額	妻		夫	
	均等割	所得割	配偶者控除	配偶者特別控除
93万円以下	非課税		受けられる	受けられない
93万円超 100万円以下	非課税		受けられる	受けられない
100万円超 103万円以下	非課税		受けられる	受けられない
103万円超 141万円未満	課税		受けられる	受けられる
141万円以上	課税		受けられない	受けられない

Q 医療費控除について教えてください

A 医療費控除とは

納税者本人や生計を一にする配偶者および親族の医療費を、その納税者が負担した場合に、図1の算式で計算した金額を所得金額から差し引くことができます。

(図1)



※高額療養費など保険金で補てんされた金額は差し引いて計算しますが、申告書を提出するまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を差し引きます。後日、確定額と見込額が異なることとなった場合には、医療費控除を訂正してください。

医療費控除の対象となるもの

医師の診療などを受けるために直接必要なものに対する費用が、医療費控除の対象となります。

医療費控除の対象となるものは次のとおりです。
○医師、歯科医師に支払った

○診療費と治療費
○病院に支払った入院費や入院食事代

○治療、療養のための医薬品(薬事法で規定されるもの)、医療器具の購入費(病気の予防、健康増進のためのものは対象外)

○治療のための、あん摩マッサージ指圧費、はり・きゅう師、柔道整復師に支払った施術費

○医師などによる診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉づえ、義歯、補聴器などの購入費

○療養上の世話を受けるために保健師や看護師、准看護師に支払った費用

○出産の介助を受けるために助産師に支払った費用

○通院費、医師の送迎費など(自家用車で通院する場合はガソリン代や駐車場代は対象外)

○おむつ代(寝たきり患者で約6カ月以上寝たきり状態にあり、治療の上でおむつが必要と認められ、医師から「おむつ使用証明書」を受けたとき)

○介護保険制度で提供される一定の施設、居宅サービスを受けたとき(領収書に「医療費控除対象」と記載されているもの)

医療費控除の対象とならないもの

健康診断・人間ドック・予防接種・診断書などの費用、健康保持の目的で購入した栄養ドリンクやビタミン剤など、視力矯正のためのコンタクトレンズ・めがね代、医師の処方のない目薬や湿布など

要介護認定高齢者に対する障がい者控除について

市では、原則65歳以上の要介護認定者(要支援認定者は除く)からの申請に基づき、次の全てに該当し、身体障がい者などに準ずると認められる場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

○原則65歳以上で、要介護認定を受けている方

※65歳未満で、要介護認定を受けている方はお問い合わせください。

問い合わせ・申請先

高齢者支援課介護保険係(中野保健センター内)
☎21111(内線365)